



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	討論のまとめ. 法の下の平等と刑事規制に関する日仏比較
Author(s)	瀬川, 信久
Description	日仏シンポジウム「法の下の平等と刑事規制に関する日仏比較」
Citation	北大法学論集, 59(5), 223-224
Issue Date	2009-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35656
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-5_p223-224.pdf



討論のまとめ

瀬川 信久

本日のシンポジウム全体をまとめる能力もないように思いますので、ダンティジュアン先生の報告に対するやや個人的な感想を述べ、本日のシンポジウムの意味について考えたところを申し上げたいと思います。

ご報告を最初に見せていただいたとき、報告の前半では、「裁判を受ける者 (justiciables)」の平等を論じ、後半では、「市民 (citoyens)」の平等を論じておられるのですが、法における人間像をこの二つの面に分けて、平等の問題を論じておられることを興味深くうかがいました。と同時に、後半の平等の問題の中で消費者法が出てくることについて驚き、違和感を持ちました。なぜなら、消費者取引も取引ですから自由に任されているものであり、不平等があっても構わないはずだからです。また、消費者の間には生来の差はないので、差別が問題になることは原則としてないはずです。それから、消費者法に刑法の平等が出てくることにも違和感を持ちました。

しかし、本日のご報告と討論をお聞きして、平等の問題は私の考えていたような単純な問題ではないことに気づかされました。平等の問題が複雑になった背景はおそらく法化であり、そして、justiciables と citoyens を対比された点、消費者法に刑法が出てくる点は、ダンティジュアン先生の専門の観点もあるとは思いますが、フランスでは刑事法のサ

ンクシヨンの拡大が法化現象の中で重要な部分を占めているからではないかと考えました。

もともと法が問題にする平等とは、法の前の平等であって、平等一般ではありません。平等の理念はどこでも常に同等の取り扱いを強いるものではなく、法による取扱いの平等を要請するものです。法による取扱いの最も明確なものは、国家による強制でしょう。したがって、まずは、刑罰、課税などで、平等が問題になります。ついで、選挙権、被選挙権、公務員の雇用など、公権力の行使への参加の局面で平等が問題になります。さらに、国籍、戸籍等での平等は、国家による人民管理と保護という面での平等ということができるかも知れません。しかし、人々の取引のところは人々の自由に委ねて放任していました。ところが、第二次大戦後、取引の場合にも法が侵出してきました。ご報告でも、citoyens、市民の平等は、最近五〇年間の問題だとされています。そして、その新たに法化した場面で平等が問題になるようになって、平等の内容が変化するはずです。また、法が拡大した領域ではサンクシヨンの在り方も変化するはずです。そして、そこに、最後におっしゃった法と非法の間のディレンマ、フランスでいうと、ドロワとノン・ドロワのディレンマが生じますが、それは法介入のディレンマ、hyper-protection の問題です。佐々木さんの報告では、アフアーマティブ・アクションの問題が重要な比重を占め、吉田さんがコメントの最後の部分で、社会規範・社会意識における平等と民法における平等の緊張関係ということをおっしゃいましたが、いずれも、法化の進展に伴う問題ということができます。

このように、ご報告が提起された問題は、拡大した法領域における平等とはどのようなものかという大きな問題であり、また、フランスと日本で異なる部分もあるかも知れませんが、相当部分が共通しています。これからのポワチエ大学法学部と北大法学研究科との交流の中で、継続的に取り組むべきテーマを提示いただいたように思います。貴重なご報告をいただいたダンティジュアン先生に厚くお礼申し上げます。